

第 80 号議案参考資料

議 案 名

桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する給与、費用弁償に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、次の事項について規定する。

- (1) 会計年度任用職員の給与に関すること。 (第 2 条関係)
- (2) フルタイム会計年度任用職員の給料に関すること。
(第 3 条及び別表第 1 関係)
- (3) フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号級に関すること。
(第 4 条、第 5 条及び別表第 2 関係)
- (4) フルタイム会計年度任用職員の給料の支給に関すること。
(第 6 条関係)
- (5) フルタイム会計年度任用職員の各種手当に関すること。
(第 7 条から第 11 条まで関係)
- (6) フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理に関すること。
(第 12 条関係)
- (7) フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関すること。
(第 13 条関係)

- (8) フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関すること。 (第14条関係)
- (9) フルタイム会計年度任用職員の給与の減額に関すること。 (第15条関係)
- (10) パートタイム会計年度任用職員の各種報酬に関すること。 (第16条から第19条まで関係)
- (11) パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理に関すること。 (第20条関係)
- (12) パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当に関すること。 (第21条関係)
- (13) パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関すること。 (第22条関係)
- (14) パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額に関すること。 (第23条関係)
- (15) パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額に関すること。 (第24条関係)
- (16) 給与からの控除に関すること。 (第25条関係)
- (17) 給料等の特例に関すること。 (第26条関係)
- (18) パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償に関すること。 (第27条関係)
- (19) パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償に関すること。 (第28条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日